

# ドイツにおける法曹養成の実情について

## —ドイツ司法修習生 Kai Tatscheck 氏講演報告—

中 網 栄美子  
岡 庭 幹 司

- I はじめに
  - II ドイツの法曹養成制度の概要
  - III 大学法学部における教育について
    - 1 カリキュラムの概要
    - 2 第1次司法試験の受験資格
    - 3 インターンシップについて
  - IV 第1次司法試験について
    - 1 筆記試験（全体の70%）
    - 2 口頭試験（全体の30%）
    - 3 受験者数・合格率等
  - V 第1次司法試験後、修習開始まで
  - VI 司法修習について
  - VII 就職について
- 【後注】

### I はじめに

法曹養成対策室では、2005年8月25日、ドイツの司法修習生 Kai Tatscheck 氏から同国の法曹養成過程について講演して頂く機会を得た。本稿は、同講演に基づいて、現在のドイツ（主としてバーデン＝ヴュルテンベルク州）の法曹養成の実情を紹介するものである。後述のとおり、ドイツにおいては、2年間の司法修習期間のうち3か月間を選択修習に充てることとなっているが、これは外国における修習を選択することも可能である。Tatscheck 氏は、日本のユアサハラ法律特許事務所を修習先として選択し来日中のところ<sup>1</sup>、同事務所の矢部耕三弁護士（第一東京弁護士

会）のご配慮により、この講演をして頂く機会を得たものである。Tatscheck 氏及び矢部弁護士に記して感謝申し上げる<sup>2</sup>。

### II ドイツの法曹養成制度の概要

ドイツにおいて法曹になるためには、まず、大学の法学部において原則として8学期（4年間）にわたり法律を学んで第1次司法試験に合格し、その後、2年間の司法修習を経て、第2次司法試験に合格することが必要である。

ドイツの法学部の学生数は、1年あたり約1万7000名である。2004年のデータ<sup>3</sup>では、第1次司法試験の受験者は1万2976名で、このうち9655名が合格した。

第2次司法試験は、同じく2004年のデータによると、1万1279名が受験し、合格者数は9639名であった。裁判官又は検察官になる者は少なく、合格者の約9割は弁護士になる。弁護士総数は増加し続けており、2005年には約13万人となる。

### III 大学法学部における教育について

#### 1 カリキュラムの概要

バーデン＝ヴュルテンベルク州のマンハイム大学においては、次のように行われている。

1 Tatscheck 氏は、2003年3月に第1次司法試験合格、同年10月から司法修習開始、2005年6月の第2次司法試験筆記試験を終えて、同年7月から選択修習のため来日した。従って、本講演の内容は、2002年改正法（後掲注7参照）の一部が施行される前の時点におけるものであることに注意されたい。

2 選択修習を日本で行ったドイツ司法修習生による紹介として、Marc Dernauer「日本でを行ったドイツの司法修習—日本とドイツの架け橋に」法セミ 613号57頁（2006）がある。

3 ドイツ連邦司法省ホームページ <http://www.bmj.de/media/archive/1038.pdf> 参照。

1年2学期制をとっており、冬学期が10月中旬から3月末まで、夏学期が4月中旬から9月末までである（10月及び4月の初めの各2週間は公式の休業期間）。もっとも、学期中でも、2月中旬から3月末まで及び7月中旬から9月末までの期間は、講義や試験は行われず、代わりに、事例について意見を書くというレポート課題が与えられる。課題について教員からのアドバイスはないが、内容はその学期の授業を理解していれば3週間程度で書けるものである。

各学期の授業科目は次のとおりである。

第1学期：民法総則の基礎、刑法総論、人権論の基礎、重点科目と一般的な法律科目に関する授業、法学部助手担当の民・刑・公法に関するグループ学習

第2学期：民法・債権各論及び総論、刑法総論、憲法、重点科目と一般的な法律科目に関する授業、法学部助手が担当する民法に関するグループ学習

第3学期：民法・債権（上級）、民法・物権、刑法各論、行政法の基礎Ⅰ

第4学期：商法、家族法、労働法、行政法の基礎Ⅱ、地方自治法、公共建築物法、行政手続法、選択科目

第5学期：相続法、会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法、警察法、EU法、選択科目

第6学期：国際私法、強制執行法、契約法、第1次司法試験科目に関する復習授業、選択科目

第7・8学期：第1次司法試験科目に関する復習授業、筆記試験のための実践授業、選択科目

第6学期から司法試験科目に関する復習授業が行われるが、これでは司法試験の準備として不十分であると考え、予備校を利用する学生も多い。予備校は、週4回の授業で1か月あたり150～200ユーロの費用がかかる。最も有名な予備校は Alpmann & Schmidt 及び Hemmer で、それらの出版するテキストは法学部学生の間で広く利用されている。大学教授の書いたテキストは、教授の自説だけが述べられており、それが（司法試験で典拠となる）ドイツ最高裁の見解と同じなのかどうか、わからないからである。

第7・8学期の「筆記試験のための実践授業」は、土曜日の9時～14時に模擬試験を行い、2週間後の水曜日に出題・添削した教授が解説をする、というものである。

なお、ドイツの大学では、基本的に授業料は無料である<sup>4</sup>。

## 2 第1次司法試験の受験資格

第1次司法試験の受験資格を得るためには、大学において、以下のものを修得したことが必要となる。

- ・民法の基礎に関する課題及び筆記試験
- ・刑法の基礎に関する課題及び筆記試験
- ・公法の基礎（憲法含む）に関する課題及び筆記試験
- ・中間試験（民法・刑法・公法）の合格証明書
- ・民法（上級）に関する課題及び筆記試験
- ・刑法（上級）に関する課題及び筆記試験
- ・行政法を含む公法（上級）に関する課題及び筆記試験
- ・課題及びプレゼンテーションを伴う演習の単位（大部分の演習は時事法律問題に関して教授が担当して行われる）
- ・選択科目に関し、課題、筆記試験及び口述試験を伴う演習の単位（選択科目のり

4 私立のブツェリウス・ロースクールは例外である。Hein Kötz（中田邦博訳）「ブツェリウス・ロースクール」法時73巻7号122頁（2001）参照。

ストは法学部ごとに作成される)

- 基礎法（法制史、法哲学、法社会学、法の方法論、比較法、政治科学など）に関する合格証明書
- 重点科目（キー・クオリフィケーション）（経済学及び社会科学の基礎、交渉・弁論・調停の技術、質問方法の訓練、法のコミュニケーション論、外国語での法律系科目、法律用語に関連した外国語での授業）の合格証明書または1学期間外国の法学部で学んだことの合格証明書
- ドイツまたは外国の法律系機関（法律事務所、裁判所、州の検察庁、企業の法務部、行政府、官公庁、ドイツ大使館など）でのインターンシップ3か月間

### 3 インターンシップについて

上述のとおり、3か月間のインターンシップが司法試験受験の要件となっている。どこで何をするかは学生が自分で決める。連続して3か月である必要はなく、数回に分けて通算して3か月になればよい（授業期間中にはインターンシップはできないので、3か月連続して行うことは事実上不可能である）。第3学期終了後の休業期間からインターンシップを始めるのがふつうである。マンハイム大学法学部の場合、隣接する裁判所が1か月間のサマーインターンシップを開講してくれるので、まずはそこに行く学生が多い。

## IV 第1次司法試験について

試験は各州ごとに司法省司法試験部によって実施される。バーデン＝ヴュルテンベルク州の例は次のとおり。

### 1 筆記試験（全体の70%）

試験は年2回（3月初め及び9月初め）行われる。試験問題（通常4～10頁）は、事例が与えられ、それについて意見を書くという

ものである。答案は、裁判官、検察官、弁護士、大学教授が採点し、1問あたり2人の採点者が受け持つ。採点には約2ヶ月かかる。

試験科目は次のとおり。

- 私法に関する筆記試験3問（各5時間）（内容は、民法総則、債権総論と各論、物権、家族法、相続法、商法、会社法、労働法、国際私法、民事訴訟法）
- 刑法に関する筆記試験1問（5時間）（内容は、刑法総論、刑法各論、刑事訴訟法）
- 公法に関する筆記試験2問（各5時間）（内容は、憲法、行政法総論及び各論、警察法、地方自治法、公共建築物法、行政訴訟法、EU法）

一定以上のポイントを得ないと次の口述試験を受験することはできない。

### 2 口頭試験（全体の30%）

筆記試験の結果が出てから数週間後に口頭試験が行われる。口頭試験は3人～4人の学生ごとに行われ、一科目あたり10分～12分である。

試験科目は、民法、刑法、公法である。

### 3 受験者数・合格率等

バーデン＝ヴュルテンベルク州の第1次司法試験の受験者数は、2003年の1789名から2004年の1859名へと増加した。過去10年のうち最も受験者数が多かったのは1997年の3050名で、最も少なかったのは2003年の1789名である。男女比はほぼ半々であるが、2004年に初めて女性が51%と男性49%を上回った。

第1次司法試験の成績は18点満点で評価される。最優秀（sehr gut、18点～14点）、秀（gut、13.99点～11.50点）、優（voll befriedigend、11.49点～9.00点）、良（befriedigend、8.99点～6.50点）、可（ausreichend、6.49点～4.00点）までが合格とされ、不十分（3.99点～1.50点）及び不可（1.49点～0点）は不

合格 (nicht bestanden) とされる。

合格率は60%~70%である。なお、合格率は州によって異なり、80%以上が合格する州もある。合格率は高いが、下記のとおり、良い成績を修めるのは容易でない。

不合格だった場合、第9学期後は1回、第8学期後は2回、再受験することができる。

合格していた場合でも、より高い得点を狙って再受験することができる。

2004年のバーデン＝ヴュルテンベルク州の成績分布は次のとおり（合格後、成績を上げるために再度受験した者を除く）。

最優秀	2名	0.13%
秀	38名	2.55%
優	146名	9.78%
良	329名	22.04%
可	524名	35.10%
不合格	454名	30.41%
合計	1493名	100%

受験者の平均修業期間は9.48学期である。

なお、2000年から2003年までのバーデン＝ヴュルテンベルク州の成績分布の推移は以下のとおり。

	2000	2001	2002	2003
最優秀	0.00%	0.11%	0.06%	0.20%
秀	4.42%	3.87%	2.51%	2.28%
優	10.78%	10.74%	10.22%	9.12%
良	19.41%	21.69%	21.62%	20.91%
可	33.56%	32.65%	34.53%	34.25%
不合格	33.82%	30.94%	31.06%	33.24%

## V 第1次司法試験後、修習開始まで

第1次司法試験に合格しても、司法修習開

始まで、1年ほど待たなければならない。待機期間は州によって異なり、ベルリン・ブレンデンブルクなどでは1年半から2年になることもある。バイエルン・ニーダーザクセン・バーデン＝ヴュルテンベルクは比較的短くてすむが、それでも、都市（例えばバイエルン州ではミュンヘンやニュルンベルク）の裁判所での修習を希望すると、地方の裁判所よりも長く待たなければならない<sup>5</sup>。待機期間は、試験での成績がよいほど短くてすむ仕組みとなっている。

待機期間中は、インターンシップをして過ごすことが多い。また、後述のとおり、修習生になれば給与が支給されるが、その額は少ないので、それに備えて、この時期にアルバイトをして貯金している。あるいは、第1次司法試験の成績を上げるために、再度受験する者もいる。

なお、法曹を目差すのではなくて銀行等に就職する者など、第1次試験に合格しても司法修習を受けない者もいる。

## VI 司法修習について<sup>6</sup>

司法修習は合計2年間であって、民事裁判修習5か月、刑事修習（刑事裁判修習又は検察修習）3か月半、弁護修習4か月半、行政庁での修習3か月半、再び弁護修習4か月半、第2次司法試験筆記試験、選択修習3か月、第2次司法試験口述試験の順に行われる。

以前のシステムは裁判官養成が中心となっており、裁判所・検察庁での修習期間が長いのに対して弁護修習期間は4か月だけであった。しかし、ほとんどの修習生が弁護士になるのだから弁護修習期間を長くすべきであるとの理由で、現在のように弁護修習を9か月

5 待機期間については、小野秀誠「ドイツの大学改革と法曹養成制度」法学研究（一橋大学研究年報）34号103頁（2000）〔同・大学と法曹養成制度（信山社、2001）174頁所収〕が詳しい。

6 ドイツの司法修習については、吉岡茂之「岐路に立つドイツ法曹養成制度—ラインラント・プファルツ州における実務と新しい改革案—」World justice（世界の司法）3号62頁（2002）が詳しい。

に延長する改正がなされた<sup>7</sup>。

裁判修習は、月曜日の朝、裁判官から事件をもらって、1週間かけて自宅で判決を起案し、提出する、ということを繰り返す。そのほか、1週間に1～2回、5時間程度の授業がある。

このように、修習生は必ずしも毎日裁判所に登庁する必要はない。自分で時間を作ってアルバイトをすることもできる。修習生には給与が支給されるが、その額は、バーデン＝ヴュルテンベルク州の場合、約10万円にすぎない。「死ぬためには多すぎるが、生きるためには少なすぎる」額である。そこで、アルバイトをして補うことになる。修習期間の最初の半年は月に20時間まで、その後は月35時間まで、裁判所の許可を得て、アルバイトをすることができる。弁護士事務所でアルバイトをする者が多いが、必ずしも法律関係の仕事である必要はなく、喫茶店の店員でも許可される<sup>8</sup>。

選択修習<sup>9</sup>は、自分で修習先を探し、自分で手配した上で、裁判所の許可を得て決定される。外国での修習も認められており、クラスの約40名のうち、約10名は外国で修習している。その場合の渡航滞在費は自己負担となる。どこで修習するかは、最終試験の科目選択と関係してくる（例えば、弁護士法を選んで弁護士事務所で修習する、行政法を選んで大使館で修習するなど。バチカンで教会法を

学ぶ者もいる）。選択修習の受入先には指導担当者を1人決めてもらうが、成績の提出は必要なく、当該修習生が希望した場合に限って指導担当者が成績評価をする。選択修習は、第2次司法試験の筆記試験が終わった後に行われるので、試験準備のために時間が費やされてしまうという弊害はない。

第2次司法試験は、筆記試験で約1割が不合格となる。選択修習を挟んで、口述試験が行われる。口述試験は、民事法、刑事法、行政法、ケーススタディ、及び、選択科目につき、合計5時間実施される。3～4名、一緒に行われる。口述試験で不合格となることは、まずない。

## Ⅶ 就職について

第2次司法試験に合格すると法曹資格が得られる。しかし、冒頭で述べたとおり、合格者数はドイツ全土合計で毎年約1万人にも及ぶ。第1次司法試験を受験する際にはおそらく半数以上が裁判官になることを夢見ているが、実際にはほとんど裁判官になることはできず、9割は弁護士となる。このように毎年数千人の弁護士が新たに誕生する一方で、リタイアするのは1000名程度にすぎないため、弁護士総数は年々増加し続けている。1990年当時は約5万6000名であったのに、現在では倍以上の約13万人となっている。そのため、

7 「ドイツ法曹教育改革法 (Gesetz zur Reform der Juristenausbildung)」(2002年7月11日制定、2003年7月1日施行、ただし、外国法習得を第1次司法試験の受験条件にする部分等については2006年7月から施行。)は、従来の裁判官養成に重点をおいたカリキュラムを改め、弁護士養成部分についても力をいれることにした。これは修習生のうち、その大半(85%程度)が弁護士になり、裁判官養成を主眼とするのは「実情にそぐわない」という批判を受けたためである。従来の第1次司法試験は各州の司法省が行う国家試験であったが、改正後は、70%部分に相当する必修科目部分を州の司法省が行い、30%部分に相当する選択科目を大学が行うこととなった。また、大学での法学教育と第1次試験合格後の修習のいずれについてもカリキュラムに変更が加えられている。前者では、大学在学中に実務基礎能力(キー・クオリフィケーション、Schlüsselqualifikationen)を養成する科目、すなわち、交渉術、面接技法、レトリック、紛争解決、メディアエーションなどの科目の選択履修が必要とされ、加えて、外国語による外国法の授業も重視されることになった。後者では、修習2年という期間は変わらぬものの、弁護士修習を最短でも9ヶ月行うことが定められた。この2002年改正については、小野秀誠「法曹養成の新たな動向—ドイツの2002年改正法(1・2)」一橋論叢129巻1号1頁、130巻1号1頁(2003)、Heinrich Menkhaus「ドイツにおける2002年の法曹養成改正について」法時76巻5号65頁(2004)、齋藤純子「海外法律情報 ドイツ—法曹教育の改革」ジュリ1253号155頁(2003)を参照。

8 小野・前掲注5は、アルバイトについても詳しい。

9 ドイツにおける選択修習につき、田中幹夫「ドイツの弁護士・法曹養成制度の市場本位的側面について(1)～(2・完)」自由と正義48巻10号72頁、11号72頁(1997)参照。

第2次試験に合格して法曹資格を得ても、就職することは容易でない。成績次第である。新人弁護士の給与は、以前と比べて下がっており、現在では、良い事務所でも年収4万ユーロ程度である<sup>10</sup>。

したい<sup>13</sup>。

以上

### 【後注】

ドイツの法曹養成に関し、その制度そのものについては既に数多くの詳細な研究がなされているところであるが、その実情についてまで把握することは必ずしも容易でない<sup>11</sup>。当事者の視点から経験に即して具体的に述べてもらった本講演によって、ドイツの法曹養成制度についての理解をより深めることができよう。

ところで、現在、ドイツにおいては、ポローニャ・プロセスの法曹養成に及ぼす影響が議論の対象となっている。ポローニャ・プロセスとは、2010年までにヨーロッパの高等教育の規格を統一して欧州高等教育圏を形成し、教員及び学生の相互移動を可能ならしめようとする試みであり、そこでは、学士課程および修士課程という二段階の教育制度がとられることになっている。法曹教育についてもこのような二段階教育システムを導入すべきか否かが、大きな問題となっているわけである<sup>12</sup>。この問題の紹介は他日を期することと

10 ドイツの弁護士業務の実情については、岡崎克彦「ドイツにおける弁護士とその業務の実情について(1)~(5・完)」判時1716号28頁、1717号11頁、1719号18頁、1720号25頁、1723号10頁(2000)が詳細である。なお、最新の状況については、矢吹公敏「ドイツ弁護士事情」自由と正義57巻1号55頁(2006)参照。

11 そのような実情についてまで立ち入った貴重な紹介として、村上淳一「ドイツにおける法律家養成の現況」ジュリ1016号72頁(1993)、ベルント・R. マイヤー「チュービンゲン大学における法学学習」ジュリ1016号78頁(1993)、ベルント・M. クラフト「バーデン=ヴュルテンベルク州における司法修習」ジュリ1016号80頁(1993)があり、今なお、参考になる。さらに、Hans Deiter Pluhm・河上正二「ドイツにおける法曹養成」法学(東北大学法学会)66巻1号101頁(2002)、村上淳一・守矢健一・Hans Peter Marutschke『ドイツ法入門(改訂第6版)』(有斐閣、2005)242頁以下、村上淳一「ドイツの法学教育」法時67巻2号63頁(1995)参照。

12 ポローニャ・プロセスについては、秋田智子「ドイツの法曹教育改革—現状と国際化への対応」判タ1191号109頁(2005)、バルテルス石川アンナ「ドイツにおける法曹養成制度の改革—押し寄せた『グローバル化』の荒波(上・下)」書斎の窓539号7頁、540号16頁(2004)、実務基礎教育の在り方に関する調査研究プロジェクト「フランスおよびドイツにおける法曹養成の実情に関する調査報告書」([http://www.congre.co.jp/lawschool-partnership/pdf/frc\\_gmn.pdf](http://www.congre.co.jp/lawschool-partnership/pdf/frc_gmn.pdf))を参照。

13 2005年10月15日付けで、Bericht des Ausschusses der Justizministerkonferenz zur Koordinierung der Juristenausbildung "Der Bologna-Prozess und seine möglichen Auswirkungen auf die Juristenausbildung" (法曹養成の調整に関する司法大臣会議委員会報告書「ポローニャ・プロセスとその法曹養成に及ぼすべき影響」)が公表されており、[http://www.justiz.nrw.de/JM/justizpolitik/schwerpunkte/bologna\\_prozess/abschlussbericht.pdf](http://www.justiz.nrw.de/JM/justizpolitik/schwerpunkte/bologna_prozess/abschlussbericht.pdf)において参照できる。